

平成 27 年度
京都大学生存圏研究所
研究集会（共同利用・共同研究拠点）公募要領

生存圏研究所は、生存圏科学*に関する研究及び人材育成を行うとともに、当該分野の研究に従事する全国の研究者に利用させる目的で、平成 16 年 4 月 1 日付けで京都大学に設置された全国共同利用型の研究所です。平成 17 年度には全国国際共同利用研究所として正式に認可を受け、平成 22 年度からは、共同利用・共同研究拠点研究所として、研究・教育活動の幅をさらに拡大しています。本研究所では、生存圏の正しい理解と問題解決のために、①環境計測・地球再生、②太陽エネルギー変換・利用、③宇宙環境・利用、④循環型資源・材料開発をミッションとし、ミッションと深く関わる研究テーマについて、全国レベルで共同利用・共同研究を展開しています。このたび、生存圏研究所の共同利用・共同研究拠点活動の一環として、これらのミッションに留まらず、広く生存圏科学研究の関連テーマについて全国の研究者が集中的に討議する研究集会を公募いたします。

*：「生存圏科学」は、人類生活圏、森林圏、大気圏、宇宙圏を人類の「生存圏」として組織的、包括的、三次元的に捉え、人類生存圏の状態を正確に「診断」し、生存圏の現状と将来を学術的に正しく評価・理解するだけでなく、生存圏を新たに開拓・創成するための先進的技術開発を目指す分野横断的な学際総合科学です。

記

1. 公募事項

生存圏科学研究の関連分野における研究集会

2. 申請資格者

- ① 国立大学法人、公、私立大学および国、公立研究機関の研究者、独立行政法人機関の教員・研究者またはこれらに準ずる研究者
 - ② 本研究所長が特に適当と認めた者
- ただし、研究代表者は教育・研究機関の常勤職員に限ります。

3. 期間（研究集会日程）

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月迄に設定・実施されるもの

4. 審査基準

- ① 生存圏研究所の共同利用・共同研究拠点並びに生存圏ミッションとの関連

- ② 生存圏科学コミュニティー、ネットワーク発展への貢献との関連
(参照：生存圏フォーラムHP <http://www.rish.kyoto-u.ac.jp/forum/>)
- ③ 生存圏科学の発展への寄与
- ④ 経費・企画の妥当性

5. 申請の方法等

- ① 申請期限：平成27年1月30日（金）
- ② 研究集会の開催を本研究所外から申請される場合は、研究代表者を定め、研究集会の目的、名称、開催予定期間、その他申請事項について事前に本研究所の関係教員と十分な打ち合わせをして下さい。
- ③ 研究集会の開催場所については、本研究所の内外を問いません。
- ④ ポスター、看板、要旨集等には研究集会の主催または共催が本研究所であることを明示して下さい。
- ⑤ 講演者のうち少なくとも一人は本研究所の研究者を含めて下さい。
- ⑥ 研究集会の申請にあたっては、「研究集会申請書」（様式1）1部を下記の「4.提出先」へメールの添付で提出して下さい。
- ⑦ 申請書の書式ファイルは本研究所のホームページからダウンロードできます。以下のURLをご覧ください。<http://www.rish.kyoto-u.ac.jp/PCS.html>

[その他の留意事項等について]

1. 選考および通知

- ① 申請課題の選考と採択は、生存圏学際萌芽研究センター運営会議にて、上記の審査基準に基づき審査を行い、決定致します。
- ② 審査にあたって、センター運営会議は必要に応じて申請代表者から説明を聞くことがあります。
- ③ 審査結果については、所長より申請者宛に文書で通知します。

2. 所要経費

共同研究集会予算は旅費、会場費、印刷費、その他共同研究集会運営に必要な諸費用を予算の範囲内において配分額を決定し、支給致します。

① 旅費について

旅費は、共同研究集会に参加するための交通費及び滞在費を京都大学の旅費規程に基づき支給致します。（旅費については、研究集会（共同利用・共同研究拠点）以外のお手持ちの旅費が充当できる場合には弾力的に利用し、経費の削減にご協力いただきますようお願いいたします。予算の都合により滞在費を減額する場合がありますのでご了承ください。また、研究集会に必要な旅費は精算払いとします。

② 謝金について

講師謝金は原則として支弁しません。労務謝金（学生）については、研究集会運営のために必要な場合のみ支弁致します。

③ 会議費について

会議費については会議用飲み物代、昼食代、懇親会補助は支弁しません。

3. 研究報告書

採択された研究集会については、集会終了後、次の要領で、「研究集会報告書」を提出して頂きます。この報告書は、年度毎に本研究所でまとめ、関係機関に配布します。

① 研究集会報告書

研究集会の代表者は研究集会終了後、4週間以内に「研究集会報告書」（様式2）を「4. 提出先」へ提出して下さい。報告書の作成に当たっては、ワープロを使用し、図表等を含めてA4サイズ1～2枚になるようにして下さい。提出原稿は、製本用原稿としてそのまま印刷されます。また、ポスターや要旨集があれば一部提出して下さい。本研究所でまとめて保管いたします。

② 報告書が提出されない場合は、翌年度、申請代表者からの研究集会の申請は受理されませんので、ご注意ください。

③ 報告書の書式ファイルは本研究所のホームページからダウンロードできます。以下のURLをご覧ください。<http://www.rish.kyoto-u.ac.jp/PCS.html>

4. 提出先

〒611-0011 宇治市五ヶ庄

京都大学 宇治地区事務部 研究協力課共同利用担当

Tel : 0774-38-3352 Fax : 0774-38-3369

E-mail : symposium+27@rish.kyoto-u.ac.jp

電子メールで送信の場合、受領確認のメールを3日以内に返送します。

受領確認メールが届かない場合は、上記共同利用担当までお問い合わせ下さい。